

昭和六十三年総理府令第四十七号

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の七第一項及び第二項、第五十一条の八第一項及び第二項第二号、第五十一条の九第一項、第二項及び第四項、第五十一条の十、第五十一条の十四第一項、第五十一条の十五、第五十一条の十六第二項、第五十二条の十八第二項、第五十二条の二十第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一条及び第三項並びに第六十六条第一項並びに核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十三条の七第二項、第十三条の十、第十三条の十二及び第二十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則を次のように定める。

第一条 この規則において使用する用語は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十一年法律第百八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするものをいう。

三 「管理区域」とは、廃棄物管理施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超えて、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超える又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

四 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

第二条 法第五十一条の二第三項の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載について	
(1) 放射線管理施設の設備	敷地の面積及び形状
(2) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	敷地の面積及び形状
(3) 主要な設備及び機器の種類	敷地の面積及び形状
(4) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入能力	敷地の面積及び形状
(5) 放射性廃棄物の受入施設の構造及び設備の種類	敷地の面積及び形状
(6) 其他の主要な事項	敷地の面積及び形状

第三条 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物管理の手順を示す工程図	
一 法第五十一条の二第三項第六号の廃棄物管理の工事計画について	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備
二 法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物管理の工事計画について	(1) 氣体廃棄物の廃棄施設
三 法第五十一条の二第三項第八号の廃棄物管理の工事計画について	(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類
四 法第五十一条の二第三項第九号の廃棄物管理の工事計画について	(3) 廃棄物の処理能力
五 法第五十一条の二第三項第十号の廃棄物管理の工事計画について	(4) 廃棄物の保管能力
六 法第五十一条の二第三項第十一号の廃棄物管理の工事計画について	(5) 排気口の位置
七 法第五十一条の二第三項第十二号の廃棄物管理の工事計画について	(6) 固体廃棄物の廃棄施設
八 法第五十一条の二第三項第十三号の廃棄物管理の工事計画について	(7) 液体廃棄物の廃棄施設
九 法第五十一条の二第三項第十四号の廃棄物管理の工事計画について	(8) 非常用電源設備の構造
一〇 法第五十一条の二第三項第十五号の廃棄物管理の工事計画について	(9) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
一一 法第五十一条の二第三項第十六号の廃棄物管理の工事計画について	(10) 主要な実験設備の構造
一二 法第五十一条の二第三項第十七号の廃棄物管理の工事計画について	(11) その他の主要な事項
一三 法第五十一条の二第三項第十八号の廃棄物管理の工事計画について	(12) 廃棄物管理の方法の概要
一四 法第五十一条の二第三項第十九号の廃棄物管理の工事計画について	(13) 廃棄物管理の手順を示す工程図
一五 法第五十一条の二第三項第二十号の廃棄物管理の工事計画について	(14) 法第五十一条の二第三項第二十一号の廃棄物管理の工事計画について

(以下「令」という。)第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　次の事項を記載した事業計画書
イ　廃棄物管理の事業の開始の予定時期
ロ　廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内
の日を含む毎事業年度の放射性廃棄物の種類別の予定受入量
ハ　工事に要する資金の額及びその調達計画
ニ　廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内
の日を含む毎事業年度における資金計画及
び事業の収支見積り
ホ　その他廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
二　次の事項を記載した廃棄物管理に関する技術的能力に関する説明書
イ　特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による廃棄物管理の方針又はこれらに準ずるもの概要
ロ　主たる技術者の履歴
ハ　その他廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項
六　廃棄物管理施設を設置しようとする場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四　廃棄物管理施設を設置しようとする場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五　廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書 (主要な設備の配置図を含む。)
六　核燃料物質等による放射線の被ばく管理及
び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
七　廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
八　廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
九　現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に関する説明書
十　法人にあつては、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
十一　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
4　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを説明する書類を提出することができる。
第二項の二　法第五十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行つて行うことができない者とする。
(法第五十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者)
第三条　令第三十三条の変更の許可の申請書(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。
一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合は第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物の方法の変更に係る場合には第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物に必要な体制の整備に係る事項の変更に係る場合には第二条第一項第五号に規定する事項を記載すること。
二　令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
イ　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　次の事項を記載した事業計画書
イ　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の予定時期
ロ　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物の種類別の予定受入量
ハ　工事に要する資金の額及びその調達計画
ニ　廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内
の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り
ホ　その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
二　次の事項を記載した廃棄物管理に関する技術的能力に関する説明書
イ　特許権その他の技術による廃棄物管理の方法又はこれらに準ずるもの概要
ロ　変更に係る主たる技術者の履歴
ハ　その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項
三　変更に係る廃棄物管理施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四　変更に係る廃棄物管理施設の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五　変更後における廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書(主要な設備の配置図を含む。)
六　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
七　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
八　変更後に係る廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
九　現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に関する説明書
十　法人にあつては、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
十一　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

2　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
二　令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
イ　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　次の事項を記載した事業計画書
イ　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物の種類別の予定受入量
ハ　工事に要する資金の額及びその調達計画
ニ　廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内
の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り
ホ　その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
二　次の事項を記載した廃棄物管理に関する技術的能力に関する説明書
イ　特許権その他の技術による廃棄物管理の方法又はこれらに準ずるもの概要
ロ　変更に係る主たる技術者の履歴
ハ　その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項
三　変更に係る廃棄物管理施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四　変更に係る廃棄物管理施設の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五　変更後における廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書(主要な設備の配置図を含む。)
六　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
七　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
八　変更後に係る廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
九　現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に関する説明書
十　法人にあつては、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
十一　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
二　令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
イ　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　次の事項を記載した事業計画書
イ　変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物の種類別の予定受入量
ハ　工事に要する資金の額及びその調達計画
ニ　廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内
の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り
ホ　その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
二　次の事項を記載した廃棄物管理に関する技術的能力に関する説明書
イ　特許権その他の技術による廃棄物管理の方法又はこれらに準ずるもの概要
ロ　変更に係る主たる技術者の履歴
ハ　その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項
三　変更に係る廃棄物管理施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四　変更に係る廃棄物管理施設の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五　変更後における廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書(主要な設備の配置図を含む。)
六　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
七　変更後に係る廃棄物管理施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災、爆発等があつた場合に想定される廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
八　変更後に係る廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
九　現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に関する説明書
十　法人にあつては、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
十一　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
 (変更の認可の申請)

第五条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工事を行う事業所の名称及び所在地

三 変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五 変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 変更の理由

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
 (設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第六条 法第五十一条の七第五項の規定による届出をしようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る特定廃棄物管理施設の概要

三 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

第六条の二 使用前事業者検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前事業者検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行わたるものであることを確認するため十分な方法

四 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

五 使用前確認を受けようとする使用前事業者に係る事業所の名称及び所在地

三 申請に係る特定廃棄物管理施設の概要

四 法第五十一条の九ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、廃止措置対象施設に第十三十五条の五の二第九号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第五十二条の九本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第五条 法第五十一条の八第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次とのとおりと

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前事業者検査の実施)

第六条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行つた者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

前事業者検査に係る特定廃棄物管理施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示)

第六条の四 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十号）第十三条第一項に規定する容器等（以下この条において單に「容器等」という。）であつて、同項第二号

二 変更に係る特定廃棄物管理施設の概要

三 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前確認の申請)

第七条 法第五十一条の人第三項の確認（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他の表示を付するものとする。）

一 前号に規定する場合以外の特定廃棄物管理施設を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の特定廃棄物管理施設を試験のために使用する場合

三 特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の承認を受けた方法により使用する場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 特定廃棄物管理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 特定廃棄物管理施設の変更の工事であつて、第四条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

六 申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の開始の予定期間

七 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

八 検査を行つた者の氏名

九 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三 第二十九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときにつきあつては、その理由を記載した書類

五 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

六 申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の開始の予定期間

七 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

八 検査を行つた者の氏名

九 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

前事業者検査に係る特定廃棄物管理施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示)

第六条の四 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十号）第十三条第一項に規定する容器等（以下この条において單に「容器等」という。）であつて、同項第二号

二 変更に係る特定廃棄物管理施設の概要

三 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前確認の申請)

第七条 法第五十一条の人第三項の確認（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他の表示を付するものとする。）

一 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の特定廃棄物管理施設を試験のために使用する場合

三 特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の承認を受けた方法により使用する場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 特定廃棄物管理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 特定廃棄物管理施設の変更の工事であつて、第四条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

六 申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の開始の予定期間

七 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

八 検査を行つた者の氏名

九 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三 第二十九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときにつきあつては、その理由を記載した書類

五 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

六 申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の開始の予定期間

七 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその未完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにつきあつては、その使用の期間及び方法

八 検査を行つた者の氏名

九 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

前事業者検査に係る特定廃棄物管理施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示)

第六条の四 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十号）第十三条第一項に規定する容器等（以下この条において單に「容器等」という。）であつて、同項第二号

ついては、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、特定廃棄物管理施設（当該特定廃棄物管理施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一次条第一項各号及び第二項に規定する方法

一 による定期事業者検査を行うべきもの
二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの
三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものの他の機械又は器具であつて特定廃棄物管理施設の使用時において技術基準に適合するよう補修、取替え等の措

置を講ずることが可能であるもの
ロ 特定廃棄物管理施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより特定廃棄物管理施設の保安の確保に支障を来さないもの

3 特定廃棄物管理施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより特定廃棄物管理施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかる限り特定廃棄物管理施設の使用時における特定廃棄物管理施設の使用時に特定廃棄物管理の規定する時期に行うこと

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかるらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。
一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、定期事業者検査を行なうことが困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行なうべき

会が定期事業者検査を行なるべき時期を定めて承認したとき。

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 直近の定期事業者検査が終了した年月日

四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

五 前項の申請書には、申請に係る特定廃棄物管

理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第

二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

六 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

7 第十三条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するため十 分な方法

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するため十 分な方法

三 前項に規定するものほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定廃棄物管理施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

4 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 特定廃棄物管理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 特定廃棄物管理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 特定廃棄物管理施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定廃棄物管理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三ヶ月前までに設定しなければならぬ

い。これを変更しようとするととも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 檢査の対象及び方法並びに期日

四 檢査の実績又は予定の概要

五 檢査の実績又は予定の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでに保管するものとする。

（定期事業者検査の記録）

書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名稱及び所在地

三 檢査の対象及び方法並びに期日

四 檢査の実績又は予定の概要

五 檢査の実績又は予定の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでに保管するものとする。

（定期事業者検査の報告）

書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名稱及び所在地

三 檢査の対象及び方法並びに期日

四 檢査の実績又は予定の概要

五 檢査の実績又は予定の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでに保管するものとする。

（定期事業者検査の報告）

書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名稱及び所在地

三 檢査の対象及び方法並びに期日

四 檢査の実績又は予定の概要

五 檢査の実績又は予定の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 檢査年月日

二 檢査の対象

三 檢査の方法

四 檢査の結果

五 檢査を行つた者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 檢査の実施に係る組織

八 檢査の実施に係る工程管理

九 檢査において役務を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項

十 檢査記録の管理に関する事項

十一 檢査に係る教育訓練に関する事項

十二 檢査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでに保管するものとする。

（定期事業者検査の報告）

第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条の二から第二十二条まで 削除

(合併及び分割の認可の申請) 法第五十五条の十二第一項の合併又は分割の認可(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

第二十三条 法第五十五条の十二第一項の合併又は分割の認可(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲

げた申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 廃棄物管理の事業に係る事業所の名称及び所在地

三 合併後存続する法人若しくは合併により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

七 品質管理に必要な体制の整備に関する事項

八 合併又は分割の方法及び条件

九 合併後存続する法人若しくは合併により廃棄物管理の事業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

十 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し

十一 合併後存続する法人若しくは合併により廃棄物管理の事業を承継する法人が現に行つている事業の概要に関する説明書

十二 合併後存続する法人若しくは合併により廃棄物管理の事業を承継する法人の定款並びに役員の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

十三 前号に規定する法人が現に行つている事業の概要に関する説明書

十四 合併後存続する法人若しくは合併により廃棄物管理の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

十五 前号に規定する法人が法第五十五条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十六 合併後存続する法人若しくは合併により廃設立される法人の合併の日又は分割により廃設立される法人の合併の日又は分割により廃

棄物管理の事業の全部を承継する法人の分割の日以後五年内の日を含む毎事業年度における廃棄物管理の事業の資金計画及び事業の収支見積り

七 廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

四 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

五 第二十五条 法第五十五条の十一の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

六 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

七 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

八 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

九 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十一 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十二 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十三 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十四 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十五 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十六 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十七 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十八 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十九 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

二十 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

二十一 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

二十二 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

二十三 第二十四条 法第五十五条の五第二項、第五十五条の七第四項及び第五十五条の十三第二項の規定による届出に係る書類(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

口 第二十九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名

度 施設管理の実施度

口 放射性廃棄物の排気又は排気監視設備及び排水又は排水監視設備における放射性物質の一日間及び三月間にについての平均濃度

度 濃度に

口 一日間

度 一日間

十年間

「放射能濃度確認対象物」という)の記録									
イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録									
(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果									
(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量									
結果	放射能濃度の測定	放射能濃度確認対象物の測定及び評価による記録	放射性物質の放射能濃度の測定条件	(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行つた場合	(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行つた結果	(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行つた結果	(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行つた場合は、その結果	(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果
は評価の都度	測定又は評価の都度	測定又は評価の都度	測定又は評価の都度	度の都度	度の都度	度の都度	度の都度	度の都度	度の都度
事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され
年間	年間	年間	年間	年間	年間	年間	年間	年間	年間
た後十	た後十	た後十	た後十	た後十	た後十	た後十	た後十	た後十	た後十
7	6	5	4	3	2	1	（3）放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行つた結果	（4）測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行つた結果	（5）放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目
第一項の表第二号イの線量当量率、同号ハの線量当量並びに同号ニ及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。	第一項の表第二号ニ及びへの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによらず、被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。	第一項の表第二号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において廃棄物管理者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。	第一項の表第二号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る放射線業務従事者に、そらへまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。	第一項の表第二号リ及びヌ、第四号、第八号及び第十号の記録の保存期間は、法第五十一	た後十	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され
第一項の表第二号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において廃棄物管理者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。	第一項の表第二号ニ及びへの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによらず、被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。	第一項の表第二号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る放射線業務従事者に、そらへまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。	第一項の表第二号リ及びヌ、第四号、第八号及び第十号の記録の保存期間は、法第五十一	た後十	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され
第一項の表第二号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において廃棄物管理者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。	第一項の表第二号ニ及びへの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによらず、被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。	第一項の表第二号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る放射線業務従事者に、そらへまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。	第一項の表第二号リ及びヌ、第四号、第八号及び第十号の記録の保存期間は、法第五十一	た後十	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され	事業所から搬出され

条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及

<p>第二十六条の二 法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他）の他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存存することができる。</p>
<p>前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならぬ。</p>
<p>第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。</p>
<p>（品質マネジメントシステム）</p>
<p>第二十六条の三 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。</p>
<p>（管理区域への立入制限等）</p>
<p>第二十七条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を探らなければならない。</p>
<p>一 管理区域については、次の措置を講ずること。</p>
<p>イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。</p>
<p>ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。</p>
<p>ハ 床、壁その他人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようすること。</p>
<p>二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。</p>
<p>イ 人の居住を禁止すること。</p>
<p>ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p>
<p>（線量等に関する措置）</p>
<p>第二十八条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を探らなければならない。</p>
<p>一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようのこと。</p>
<p>二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようのこと。</p>
<p>前項の規定にかかるわらず、廃棄物管理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができるものにも該当する者でなければならない。</p>
<p>前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p>
<p>一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。</p>
<p>二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p>

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

(廃棄物管理施設の施設管理)

第二十九条 法第五十二条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設の保全のために行う設計、工事、巡回、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 廃棄物管理施設が法第五十二条の二第一項又は第五十二条の五第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第五十二条の二十

五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第五十二条の二十五第二項若しくは同条第三項において読み替えて適用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第三十五条の五の二第九号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、廃棄物管理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。)を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び工事に関すること。

ロ 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。

ハ 廃棄物管理施設の巡視(廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。

(廃棄物管理施設の評価)

第二十九条の二 法第五十二条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な

評価)

二 設計想定事象の発生時における廃棄物管理の保全により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

三 設計想定事象の発生時における廃棄物管理の保全のための活動を行なうこと。

四 施設管理設備の操作

五 廃棄物管理施設の操作

六 廃棄物管理施設の操作

七 廃棄物管理施設の操作

八 廃棄物管理施設の操作

九 廃棄物管理施設の操作

十 廃棄物管理施設の操作

十一 廃棄物管理施設の操作

十二 廃棄物管理施設の操作

十三 廃棄物管理施設の操作

十四 廃棄物管理施設の操作

十五 廃棄物管理施設の操作

十六 廃棄物管理施設の操作

十七 廃棄物管理施設の操作

十八 廃棄物管理施設の操作

十九 廃棄物管理施設の操作

二十 廃棄物管理施設の操作

二十一 廃棄物管理施設の操作

二十二 廃棄物管理施設の操作

二十三 廃棄物管理施設の操作

二十四 廃棄物管理施設の操作

二十五 廃棄物管理施設の操作

二十六 廃棄物管理施設の操作

二十七 廃棄物管理施設の操作

二十八 廃棄物管理施設の操作

二十九 廃棄物管理施設の操作

三十 廃棄物管理施設の操作

三十一 廃棄物管理施設の操作

三十二 廃棄物管理施設の操作

三十三 廃棄物管理施設の操作

三十四 廃棄物管理施設の操作

三十五 廃棄物管理施設の操作

三十六 廃棄物管理施設の操作

三十七 廃棄物管理施設の操作

三十八 廃棄物管理施設の操作

三十九 廃棄物管理施設の操作

四十 廃棄物管理施設の操作

四十一 廃棄物管理施設の操作

四十二 廃棄物管理施設の操作

四十三 廃棄物管理施設の操作

四十四 廃棄物管理施設の操作

四十五 廃棄物管理施設の操作

四十六 廃棄物管理施設の操作

四十七 廃棄物管理施設の操作

四十八 廃棄物管理施設の操作

四十九 廃棄物管理施設の操作

五十 廃棄物管理施設の操作

五十一 廃棄物管理施設の操作

五十二 廃棄物管理施設の操作

五十三 廃棄物管理施設の操作

五十四 廃棄物管理施設の操作

五十五 廃棄物管理施設の操作

五十六 廃棄物管理施設の操作

五十七 廃棄物管理施設の操作

五十八 廃棄物管理施設の操作

五十九 廃棄物管理施設の操作

六十 廃棄物管理施設の操作

六十一 廃棄物管理施設の操作

六十二 廃棄物管理施設の操作

六十三 廃棄物管理施設の操作

六十四 廃棄物管理施設の操作

六十五 廃棄物管理施設の操作

六十六 廃棄物管理施設の操作

六十七 廃棄物管理施設の操作

六十八 廃棄物管理施設の操作

六十九 廃棄物管理施設の操作

七十 廃棄物管理施設の操作

七十一 廃棄物管理施設の操作

七十二 廃棄物管理施設の操作

七十三 廃棄物管理施設の操作

七十四 廃棄物管理施設の操作

七十五 廃棄物管理施設の操作

七十六 廃棄物管理施設の操作

七十七 廃棄物管理施設の操作

七十八 廃棄物管理施設の操作

七十九 廃棄物管理施設の操作

八十 廃棄物管理施設の操作

八十一 廃棄物管理施設の操作

八十二 廃棄物管理施設の操作

八十三 廃棄物管理施設の操作

八十四 廃棄物管理施設の操作

八十五 廃棄物管理施設の操作

八十六 廃棄物管理施設の操作

八十七 廃棄物管理施設の操作

八十八 廃棄物管理施設の操作

八十九 廃棄物管理施設の操作

九十 廃棄物管理施設の操作

九十一 廃棄物管理施設の操作

九十二 廃棄物管理施設の操作

九十三 廃棄物管理施設の操作

九十四 廃棄物管理施設の操作

九十五 廃棄物管理施設の操作

九十六 廃棄物管理施設の操作

九十七 廃棄物管理施設の操作

九十八 廃棄物管理施設の操作

九十九 廃棄物管理施設の操作

一百 廃棄物管理施設の操作

一百一 廃棄物管理施設の操作

一百二 廃棄物管理施設の操作

一百三 廃棄物管理施設の操作

一百四 廃棄物管理施設の操作

一百五 廃棄物管理施設の操作

一百六 廃棄物管理施設の操作

一百七 廃棄物管理施設の操作

一百八 廃棄物管理施設の操作

一百九 廃棄物管理施設の操作

一百二十 廃棄物管理施設の操作

一百二十一 廃棄物管理施設の操作

一百二十二 廃棄物管理施設の操作

一百二十三 廃棄物管理施設の操作

一百二十四 廃棄物管理施設の操作

一百二十五 廃棄物管理施設の操作

一百二十六 廃棄物管理施設の操作

一百二十七 廃棄物管理施設の操作

一百二十八 廃棄物管理施設の操作

一百二十九 廃棄物管理施設の操作

一百三十 廃棄物管理施設の操作

一百三十一 廃棄物管理施設の操作

一百三十二 廃棄物管理施設の操作

一百三十三 廃棄物管理施設の操作

一百三十四 廃棄物管理施設の操作

一百三十五 廃棄物管理施設の操作

一百三十六 廃棄物管理施設の操作

一百三十七 廃棄物管理施設の操作

一百三十八 廃棄物管理施設の操作

一百三十九 廃棄物管理施設の操作

一百四十 廃棄物管理施設の操作

一百四十一 廃棄物管理施設の操作

一百四十二 廃棄物管理施設の操作

一百四十三 廃棄物管理施設の操作

一百四十四 廃棄物管理施設の操作

一百四十五 廃棄物管理施設の操作

一百四十六 廃棄物管理施設の操作

一百四十七 廃棄物管理施設の操作

一百四十八 廃棄物管理施設の操作

一百四十九 廃棄物管理施設の操作

一百五十 廃棄物管理施設の操作

一百五十一 廃棄物管理施設の操作

一百五十二 廃棄物管理施設の操作

一百五十三 廃棄物管理施設の操作

一百五十四 廃棄物管理施設の操作

一百五十五 廃棄物管理施設の操作

一百五十六 廃棄物管理施設の操作

一百五十七 廃棄物管理施設の操作

一百五十八 廃棄物管理施設の操作

一百五十九 廃棄物管理施設の操作

一百六十 廃棄物管理施設の操作

一百六十一 廃棄物管理施設の操作

一百六十二 廃棄物管理施設の操作

一百六十三 廃棄物管理施設の操作

一百六十四 廃棄物管理施設の操作

一百六十五 廃棄物管理施設の操作

一百六十六 廃棄物管理施設の操作

一百六十七 廃棄物管理施設の操作

一百六十八 廃棄物管理施設の操作

一百六十九 廃棄物管理施設の操作

一百七十 廃棄物管理施設の操作

一百七十一 廃棄物管理施設の操作

一百七十二 廃棄物管理施設の操作

一百七十三 廃棄物管理施設の操作

一百七十四 廃棄物管理施設の操作

一百七十五 廃棄物管理施設の操作

一百七十六 廃棄物管理施設の操作

一百七十七 廃棄物管理施設の操作

一百七十八 廃棄物管理施設の操作

一百七十九 廃棄物管理施設の操作

一百八十 廃棄物管理施設の操作

一百八十一 廃棄物管理施設の操作

一百八十二 廃棄物管理施設の操作

一百八十三 廃棄物管理施設の操作

一百八十四 廃棄物管理施設の操作

一百八十五 廃棄物管理施設の操作

一百八十六 廃棄物管理施設の操作

一百八十七 廃棄物管理施設の操作

一百八十八 廃棄物管理施設の操作

一百八十九 廃棄物管理施設の操作

一百九十 廃棄物管理施設の操作

一百九十一 廃棄物管理施設の操作

一百九十二 廃棄物管理施設の操作

一百九十三 廃棄物管理施設の操作

一百九十四 廃棄物管理施設の操作

一百九十五 廃棄物管理施設の操作

一百九十六 廃棄物管理施設の操作

一百九十七 廃棄物管理施設の操作

一百九十八 廃棄物管理施設の操作

一百九十九 廃棄物管理施設の操作

二〇〇 廃棄物管理施設の操作

二〇一 廃棄物管理施設の操作

二〇二 廃棄物管理施設の操作

二〇三 廃棄物管理施設の操作

二〇四 廃棄物管理施設の操作

二〇五 廃棄物管理施設の操作

二〇六 廃棄物管理施設の操作

二〇七 廃棄物管理施設の操作

二〇八 廃棄物管理施設の操作

二〇九 廃棄物管理施設の操作

二一〇 廃棄物管理施設の操作

二一一 廃棄物管理施設の操作

二一二 廃棄物管理施設の操作

二一二 廃棄物管理施設の操作

二一三 廃棄物管理施設の操作

二一四 廃棄物管理施設の操作

二一五 廃棄物管理施設の操作

二一六 廃棄物管理施設の操作

二一七 廃棄物管理施設の操作

二一八 廃棄物管理施設の操作

二一九 廃棄物管理施設の操作

二二〇 廃棄物管理施設の操作

二二一 廃棄物管理施設の操作

二二二 廃棄物管理施設の操作

二二三 廃棄物管理施設の操作

二二四 廃棄物管理施設の操作

二二五 廃棄物管理施設の操作

<p>物については、放射線障害防止の効果を持つ保管廃棄施設に保管廃棄すること。</p> <p>十一 前号ロ又はハの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。</p> <p>十二 第七号、第八号及び第九号（同号イを除く。）の規定は、第十号ロの方法による廃棄について準用する。</p> <p>十三 第九号ハの規定は、第十号ハの方法による廃棄について準用する。</p>

次に定める措置に係る項目に

第	第三項に定める措置に係る項目	第二項に定める措置に係る項目	第一項に定める措置に係る項目	第四項に定める措置に係る項目	第五項に定める措置に係る項目
一 (防護措置)	第三十三条の三 法第五十一条の十六第四項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の表の上欄に掲げる措置を行うこと。 前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。	二 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動の状況の評価を行うこと。 二 廃棄物管理施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。	一 廃棄物に対する定期的な評価	三 照射された第一号に掲げる物質である場合に、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気中に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるものを除く。）	四 照射されていない次に掲げる物質イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超える五十グラム以下のもの（第十二号に掲げるものを除く。）

第	第三項に定める措置に係る項目	第二項に定める措置に係る項目	第一項に定める措置に係る項目	第四項に定める措置に係る項目	第五項に定める措置に係る項目
一 (防護措置)	第三十三条の三 法第五十一条の十六第四項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の表の上欄に掲げる措置を行うこと。 前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。	二 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動の状況の評価を行うこと。 二 廃棄物管理施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。	一 廃棄物に対する定期的な評価	三 照射された第一号に掲げる物質である場合に、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気中に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるものを除く。）	四 照射されていない次に掲げる物質イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超える五十グラム以下のもの（第十二号に掲げるものを除く。）

第	第三項に定める措置に係る項目	第二項に定める措置に係る項目	第一項に定める措置に係る項目	第四項に定める措置に係る項目	第五項に定める措置に係る項目
一 (防護措置)	第三十三条の三 法第五十一条の十六第四項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の表の上欄に掲げる措置を行うこと。 前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。	二 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動の状況の評価を行うこと。 二 廃棄物管理施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。	一 廃棄物に対する定期的な評価	三 照射された第一号に掲げる物質である場合に、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気中に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第十三号に掲げるものを除く。）	四 照射されていない次に掲げる物質イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超える五十グラム以下のもの（第十二号に掲げるものを除く。）

り当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡回されること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域内に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めることを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域内に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該立入制限区域、当該周辺防護区域又は当該立入区域に立ち入る者の同行させ、当該常時立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ハ 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域において常に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

七 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる点検については、この限りでない。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造のこと。

十 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

十一 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることができないよう

外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 廃棄物管理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けた場合に、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

二 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

三 特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第三十五条の二第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

六 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行って、その機能を維持すること。

七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が、常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。

八 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けた場合に、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第三十五条の二第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

十一 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以

方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

二 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

ホ 見張人の詰所に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十八 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ハ 見張りを行つてゐる見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

二 監視所から関係機関への連絡は、定期的に容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

ホ 監視所に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十九 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十一 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応

する方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合に於ける秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項。

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項。

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項。

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項。

チ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項。

ホ 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項。

ヘ 緊急時対応計画に関する詳細な事項。

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項。

チ 第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項。

リ 特定核燃料物質の事業所内の運搬に関する詳細な事項。

二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係事理を弁識する能力並びに特定核燃料物

できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者等の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてること。

二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者は、特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とすること。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイからハまでに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1) 防護区域

(2) 見張人の詰所

(3) 監視所

二十四 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

二十五 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造のものとする。

質の防護に関連する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者等の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてること。

二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者は、特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とすること。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイからハまでに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1) 防護区域

(2) 見張人の詰所

(3) 監視所

二十四 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

二十五 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造のものとする。

質の防護に関連する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者等の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてること。

二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者は、特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とすること。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイからハまでに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1) 防護区域

(2) 見張人の詰所

(3) 監視所

二十四 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

二十五 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

- ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に
関する必要な事項
- 七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に
関すること。
- 八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設
定並びにこれらの区域に係る立入制限等に關
すること。
- 九 排気監視設備及び排水監視設備に関するこ
と。
- 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放
射性物質によつて汚染された物の表面の放射
性物質の密度の監視並びに汚染の除去に關す
ること。
- 十一 放射線測定器の管理及び放射線測定の方
法に関すること。
- 十二 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱
い（事業所の外において行う場合を含む。）
- 十三 非常の場合に講すべき処置に関するこ
と。
- 十四 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保
全に関する措置に関すること。
- 十五 廃棄物管理施設に係る保安（保安規定の
遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び
報告（第三十五条の十六各号に掲げる事故故
障等の事象及びこれらに準ずるもののが發生し
た場合の経営責任者への報告を含む。）に関
すること。
- 十六 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状
況を含む。）に関する適正な記録及び報告
(第三十五条の十六各号に掲げる事故故
障等の事象及びこれらに準ずるもののが發生した
場合の経営責任者への報告を含む。)に関するこ
と。
- 十七 廃棄物管理施設の施設管理に関すること
(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実
施に関することを含む。)。
- 十八 保守点検を行つた事業者から得られた保
安に関する技術情報についての他の廃棄物管
理事業者との共有に関すること。
- 十九 不適合が発生した場合における当該不適
合に関する情報を公開すること。
- 二十 廃止措置の管理に関すること。
- 二十一 その他廃棄物管理施設又は廃止措置に
係る保安に関する必要な事項
- 三 前項の場合において第一項本文の規定を準用
する。

- 4 第一項（前項において準用する場合を含む。）
の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(廃棄物取扱主任者の選任等)
- 第二十五条 法第五十五条の二十第一項の規定に
よる廃棄物取扱主任者の選任（廃棄物管理の事
業に係るものに限る。）は、事業所ごとに行う
ものとする。
- 2 法第五十五条の二十第一項の原子力規制委員
会規則で定める資格（廃棄物管理の事業に係る
ものに限る。）は、法第二十二条の三第一項の
核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項
の原子炉主任技術者免状を有することとする。
- 3 法第五十五条の二十第二項の規定による届出
に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限
るものに限る。）は、法第二十二条の三第一項の
核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項
の原子炉主任技術者免状を有することとする。
- （核物質防護規定）
- 第一関係法令及び核物質防護規定の遵守のため
の体制（経営責任者の関与を含む。）に関する
こと。
- 第二 核セキュリティ文化を醸成するための体制
(経営責任者の関与を含む。)に関すること。
- 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に從事
する者の職務及び組織に関すること。
- 四 防護区域（第三十三条の三第一項の表第一
号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う事
業所にあつては、防護区域及び周辺防護区
域。次号において同じ。）及び立入制限区域
の設定並びに巡視及び監視に関すること。
- 五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理
に関すること。
- 六 特定核燃料物質の管理に関すること。
- 七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備
又は装置の機能を常に維持するための措置に
関すること。
- 八 情報システムセキュリティ計画に関するこ
と。
- 九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備
及び装置の整備及び点検に関すること。
- 十 非常の場合の対応に関すること。
- 十一 連絡体制の整備に関すること。

- 十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措
置に関する詳細な事項に係る情報の管理に關
すること。
- 十三 特定核燃料物質の防護のために必要な教
育及び訓練に関すること。
- 十四 妨害破壊行為等の脅威に対応するために
講ずる措置に関すること（第三十三条の三第
二項第二十四号（同条第三項及び第四項で準
用する場合を含む。）に該当するものに限る
こと）。
- 十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために
講ずる措置に関すること（第三十三条の三第
二項第二十四号（同条第三項及び第四項で準
用する場合を含む。）に該当するものに限る
こと）。
- 十六 特定核燃料物質の防護のために必要な措
置の定期的な評価及び改善に関すること。
- 十七 廃棄物管理施設に係る特定核燃料物質の
防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）
に関する記録に関すること。
- 十八 その他廃棄物管理施設に係る特定核燃料
物質の防護に必要な事項
- 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各
一通（廃棄物管理施設のうち令第六十三条第一
項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定め
るものに係る申請をする場合には、正本一通及
び写し二通）とする。
- （核物質防護管理者の選任等）
- 第三十五条の二 法第五十五条の二十四の三
規定による核物質防護規定の認可を受けようと
する者（廃棄物管理事業者に限る。）は、認可
を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲
げる事項について核物質防護規定を定め、これ
を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し
なければならない。
- 第一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のため
の体制（経営責任者の関与を含む。）に関する
こと。
- 第二 核セキュリティ文化を醸成するための体制
(経営責任者の関与を含む。)に関すること。
- 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に從事
する者の職務及び組織に関すること。
- 四 防護区域（第三十三条の三第一項の表第一
号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う事
業所にあつては、防護区域及び周辺防護区
域。次号において同じ。）及び立入制限区域
の設定並びに巡視及び監視に関すること。
- 五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理
に関すること。
- 六 特定核燃料物質の管理に関すること。
- 七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備
又は装置の機能を常に維持するための措置に
関すること。
- 八 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除
去（核燃料物質による汚染の分布とその評価
方法を含む。）
- 九 廃止措置に係る品質マネジメントシス
テム
- 十 廃止措置に要する費用の見積り及びその資
金の調達の方法
- 十一 廃止措置の実施体制
- 十二 廃止措置に係る品質マネジメントシス
テム
- 十三 廃止措置の工程
- 十四 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若
しくは変更又は第三十五条の五の四の規定に
基づく見直しを行つた日付、変更の内容及び
その理由を含む。）

- （廃止措置実施方針の公表）
- 第三十五条の五 法第五十五条の二十四の三
第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措
置の地位にある者として一年以上従事した経験
を有すること又はこれと同等以上の知識及び
経験を有していると原子力規制委員会が認め
たこと。
- 第三十五条の五 法第五十五条の二十四の三第一
項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置の
うち廃棄物管理の事業に係るものは、廃棄物管
理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、
核燃料物質等の廃棄及び第二十六条第一条に規
定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規
制委員会が指定する機関への引渡しとする。
- （廃止措置実施方針に定める事項）
- 第三十五条の五の二 法第五十五条の二十四の三
第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事
項を定めなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃
棄物管理施設及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及
びその解体の方法
- 五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除
去（核燃料物質による汚染の分布とその評価
方法を含む。）
- 六 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の
発生量の見込み及びその廃棄
- 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、
浸水、地震、火災等があつた場合に発生する
ことが想定される事故の種類、程度、影響等
の特性を維持すべき特定廃棄物管理施設（第三十五条の六及び第三十五条の十五の二において「性能維持施設」とい
う。）及びその性能並びにその性能を維持す
べき期間
- 九 廃止措置期間中に性能を維持すべき特定廃
棄物管理施設（第三十五条の六及び第三十五条
の十五の二において「性能維持施設」とい
う。）及びその性能並びにその性能を維持す
べき期間
- 十 廃止措置に要する費用の見積り及びその資
金の調達の方法
- 十一 廃止措置の実施体制
- 十二 廃止措置に係る品質マネジメントシス
テム
- 十三 廃止措置の工程
- 十四 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若
しくは変更又は第三十五条の五の四の規定に
基づく見直しを行つた日付、変更の内容及び
その理由を含む。）

置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

第三十五条の五の四 廃棄物管理事業者は、少な

くとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

(廃止措置計画の認可の申請)

第三十五条の六 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 廃止措置対象施設及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 性能維持施設

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七 核燃料物質による汚染の除去

八 核燃料物質等の廃棄

九 廃止措置の工程

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十一 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一二 既にその管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していることを明らかにする資料

二一 廃止措置対象施設の敷地に係る工事作業区域図

二二 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

二三 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

二四 廃止措置に係る工事作業区域図

二五 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

二六 性能維持施設及びその性能

二七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

八 廃止措置の実施体制に関する説明書
九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

十一 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第三十五条の七 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 廃棄物管理施設の解体の実施状況

四 核燃料物質による汚染の除去の実施状況

五 核燃料物質等の廃棄の実施状況

六 前号の申請書には、次に掲げる事項を記載し得る事由

二 事業所の名称及び所在地

三 廃棄物管理施設の解体の実施状況

四 核燃料物質による汚染の除去の実施状況

五 核燃料物質等の廃棄の実施状況

六 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

七 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

八 第二項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第三十五条の八 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書きに規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

二 核燃料物質等の廃棄が終了していること。

三 第二十六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。

(廃止措置終了確認証)

第三十五条の九 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の各号のいずれにも適合していること。

一 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

二 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

三 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

四 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

五 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

六 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

七 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

三 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第三十五条の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 廃棄物管理施設の解体の実施状況

四 核燃料物質による汚染の除去の実施状況

五 核燃料物質等の廃棄の実施状況

六 前号の申請書には、次に掲げる事項を記載し得る事由

二 事業所の名称及び所在地

三 廃棄物管理施設の解体の実施状況

四 核燃料物質による汚染の除去の実施状況

五 核燃料物質等の廃棄の実施状況

六 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

七 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

八 第二項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置計画の認可の基準)

第三十五条の十一 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の各号のいずれにも適合していないこと。

一 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

二 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

三 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

四 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

五 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

六 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

七 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

八 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

九 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

十 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

十一 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

十二 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限)の防止上適切なものであること。

第三十五条の十三 法第五十一条の二十六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間に月としてする。

(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、六月としてする。

(廃棄物管理事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第三十五条の十四 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、第三十五条の七の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(廃棄物管理事業者等の廃止措置計画の軽微な変更の認可)

第三十五条の十五 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書きに規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、廃止措置の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更の認可)

第三十五条の十六 法第五十一条の二十六第六項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

第三十五条の十七 法第五十一条の二十六第七項において準用する法第十二条の七第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

第三十五条の十八 法第五十一条の二十六第八項において準用する法第十二条の八第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

第三十五条の十九 法第五十一条の二十六第九項において準用する法第十二条の九第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

第三十五条の二十 法第五十一条の二十六第十項において準用する法第十二条の十第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

第三十五条の二十一 法第五十一条の二十六第十項において準用する法第十二条の十一第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

第三十五条の二十二 法第五十一条の二十六第十一項において準用する法第十二条の十二第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

第三十五条の二十三 法第五十一条の二十六第十二項において準用する法第十二条の十三第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

第三十五条の二十四 法第五十一条の二十六第十三項において準用する法第十二条の十四第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

第三十五条の二十五 法第五十一条の二十六第十四項において準用する法第十二条の十五第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

第三十五条の二十六 法第五十一条の二十六第十五項において準用する法第十二条の十六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

第三十五条の二十七 法第五十一条の二十六第十六項において準用する法第十二条の十七第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、前項の変更を受けた者（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置対象施設の維持管理の実施に伴う灾害の防止上支障のない変更の認可)

(事故故障等の報告)

第三十五条の十六 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者（旧廃棄事業者等（廃棄物管理者に係る者に限る。）を含む。次条及び第四十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 廃棄物管理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするとき。

三 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物管理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあるとき。

四 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第三十三条第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第三十三条第六号の濃度限度を超えたとき。

七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

八 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

第三十七条から第三十九条まで

(報告の徴収)

削除

第四十条 廃棄物管理事業者は、事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、液体状及び固体

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微などがあるとき。

九 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ちに入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超えては超えるおそれのあるとき。

十 廃棄物管理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ちに入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超えては超えるおそれのあるとき。

状の放射性廃棄物の保管量等、ガラス固化体の保管量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

十一 放射線業務従事者について第二十八条第一項第一号の線量限度を超えて、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 前各号のほか、廃棄物管理施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

十三 放射線業務従事者について第二十八条第一項第一号の線量限度を超えて、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十四 廃棄物管理施設に火災が起り、又は廃棄物管理施設に延焼するおそれがある場合に、消防又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

十五 廃棄物管理施設に火災が起り、又は廃棄物管理施設に延焼するおそれがある場合に、消防又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

十六 廃棄物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

十七 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、廃棄物管理施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

十八 核燃料物質等による汚染が生じた場合は、速やかに、その広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

十九 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

二十 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

二十一 削除

第三十七条から第三十九条まで

(施行期日)

削除

二十二 第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年七月二六日総理府令第

附則 (昭和六四年四月一日から施行する。

二十三 第二条 この府令は、平成二年九月三十日から施行する。

附則 (平成二年四月一一日から施行する。

附則 (平成二年四月一一日から施行する。

二十四 第三条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

二十五 第四条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

二十六 第五条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

二十七 第六条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

二十八 第七条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

二十九 第八条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

三十 第九条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

三十一 第十条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

三十二 第十一条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

三十三 第十二条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

三十四 第十三条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

三十五 第十四条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

三十六 第十五条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

三十七 第十六条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

三十八 第十七条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

三十九 第十八条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

四十 第十九条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

四十一 第二十条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

四十二 第二十一条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

四十三 第二十二条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

四十四 第二十三条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

四十五 第二十四条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

四十六 第二十五条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

四十七 第二十六条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

四十八 第二十七条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

四十九 第二十八条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

五十 第二十九条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

五十一 第三十条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

五十二 第三十一条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

五十三 第三十二条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

五十四 第三十三条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

五十五 第三十四条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

五十六 第三十五条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

五十七 第三十六条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

五十八 第三十七条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

五十九 第三十八条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

六十 第三十九条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

六十一条 第四十条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

六十二 第四十二条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

六十三 第四十三条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

六十四 第四十四条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

六十五 第四十五条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

六十六 第四十六条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

六十七 第四十七条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

六十八 第四十八条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

六十九 第四十九条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

七十 第五十条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

七十一条 第五十一条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

七十二 第五十二条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

七十三 第五十三条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

七十四 第五十四条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

七十五 第五十五条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

七十六 第五十六条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

七十七 第五十七条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

七十八 第五十八条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

七十九 第五十九条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

八十 第六十条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

八十一 第六十一条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

八十二 第六十ニ条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

八十三 第六十ニ条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

八十四 第六十ニ条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

八十五 第六十ニ条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

八十六 第六十ニ条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

八十七 第六十ニ条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

八十八 第六十ニ条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

八十九 第六十ニ条 この府令は、平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一日から施行する。

九十 第六十ニ条 この府令は、平成二

核燃料物質を使用している使用施設等（改正令による改正前の令第十六条の二各号に掲げる核燃料物質を使用している使用施設等を除く。）

規制に関する法第五十五条の三第一項の規定の適用については、同項中「受け、これに合格した後でなければ」とあるのは、「平成十二年九月三十日までに受けなければならず、同日を経過する前に不合格の通知を受けた場合にあつてはその日から再度の受検により合格の通知を受けるまでの間、平成十二年九月三十日を経過しても合格の通知がない場合にあつては同日から合格の通知を受けるまでの間は」とする。

附 則（平成二年六月一六日総理府令第六二号）抄

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

省令第二四号

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月二四日経済産業省令第一一八号）

（施行期日）

省令第一一九号

（施行期日）

省令第一一九号

（施行期日）

省令第一一九号

（施行期日）

理の事業に関する規則第三十四条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二条 この省令の施行の際現に法第五十一条の二第一項の規定による改定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する省令の施行の日（平成十九年一月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年三月二八日経済産業省令第二四号）

（施行期日）

省令第一一九号

（施行期日）

省令第一一九号

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日経済産業省令第一一八号）

（施行期日）

省令第一一九号

（施行期日）

省令第一一九号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月一八日経済産業省令第一一五一号）

（施行期日）

省令第一一五一号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第一一五一号）

（施行期日）

省令第一一五一号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

省令第一一八号

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

る。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二六日総理府令第六二号）

（施行期日）

則第四十四条第五項の規定に基づき指定を受けている者について準用する。

附 則（平成二二二年七月二六日経済産業省令第四号）

この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

附 則（平成二二四年三月二九日経済産業省令第二一号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という）第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項及び第五十一条の二十三第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者については、第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「新製錬規則」という）第六条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第二条の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「新加工規則」という）。第七条の九第二項第七号、第九号及び第十五号並びに同条第四項第二号及び第六号並びに第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という）。第十五条の二第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第四条の規定による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新貯蔵規則」という）。第三十五条第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第五条の規定による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という。）第十六条の三第二項第七号、第九号及び第十七号並びに同条第三項第二号及び第六号並

びに第七条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第一種廃棄物埋設規則」という。）第六十二条第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第八条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第二種廃棄物埋設規則」という。）第十九条の三第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第九条の規定による改正後の核燃料物資又は核燃料物質による規則（以下「新第三種廃棄物埋設規則」という。）第三十三条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号の規定はこの省令の施行の日から六ヶ月間は適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年六月二十八日までに法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項又は第五十一条の二十二第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

び第二十二号並びに新研究炉規則第三十五条第二項第十五号、第十六号及び第二十二号並びに新貯蔵規則第三十六条第二項第十九号並びに新再処理規則第十六条の三第二項第十四号、第五号及び第二十一号並びに新第一種埋設規則第六十二条第二項第十八号並びに新第二種埋設規則第十九条の三第二項第十八号並びに新廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第十八号の規定はこの省令の施行の日から二年間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年十二月二十七日までに、法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項又は第五十一条の二十三第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

附 則 (平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号)

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

附 則 (平成二五年三月一九日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一八日原子力規制委員会規則第四号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。

附 則 (平成二五年一二月六日原子力規制委員会規則第一六号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第十八条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十二条の二第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第五十二条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた

第十九条 この規則の施行の際現に廃棄物管理事業者に関する規則（以下「新廃棄物管理条例事業規則」という。）第三十三条の二第一項に規定する措置を講じなければならない。

この規則の施行の際現に廃棄物管理事業者であつて、設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の十八第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十一条の十八第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、平成二十六年三月十七日までに第五号新規制法第五十一条の十八第一項に規定する保安規定の変更の認可（新廃棄物管理条例事業規則第三十四条第一項第十七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新廃棄物管理条例事業規則第二十六条、第三十三条の二及び第三十四条第一項第十七号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二六年二月一八日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二六年二月一〇日原子力規制委員会規則第七号）抄
（施行期日）
第一条 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。
(経過措置)

第四条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二七年八月三一日原子力規制委員会規則第六号）
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年一二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第一条	第四十条	第一条第一項	第二十七式第五別記様
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第二百三十九条第一項	第四百一十八条	二	式第一別記様
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第九十一条第一項	第四百一十九条第一項	二	式第二別記様
第三条 第二条の規定による改正後の前条の表の上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式は、平成三十二年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、それぞれ第二条の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。	第四条 この規則（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の規定の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第三条	第四十条	第一条第一項	第二十七式第五別記様
附 則（平成三十一年九月二八日原子力規制委員会規則第九号）抄	（施行期日）	附 則（平成三十一年三月一日原子力規制委員会規則第一号）抄	第一条 この規則は、原子弹利用における安全対策の強化のための核燃料物質、核燃料物質及び原子弹炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。	第一条 この規則は、公布の日から施行する。（特定核燃料物質の防護のためには必要な措置に関する経過措置）	第一条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核燃料物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して一年を経て

第五法 第十条	項第十の一 法 一三二条十 第一第	項第十の三 法 一五二条十 第一第	項第十一の四 法 一二条十 第一第	項第十二の三 法 一二条十 第一第	項第十三の二 法 一六条十 第一第
核燃料物質 に関する規則	核燃料物質 又は核燃料 物質によつ て汚染され た物の第一 種廃棄物埋 設の事業に 関する規則	核燃料物質 又は核燃料 物質によつ て汚染され た物の廃棄 物管理の事 業に関する 規則	核燃料物質 又は核燃料 物質によつ て汚染され た物の第二 種廃棄物埋 設の事業に 関する規則	核燃料物質 又は核燃料 物質によつ て汚染され た物の第二 種廃棄物埋 設の事業に 関する規則	核燃料物質 又は核燃料 物質によつ て汚染され た物の第二 種廃棄物埋 設の事業に 関する規則
号及び同 項第五第 二项第五第 二号	第六十七 条第一項 及び同項第 二号	号項第十二 条の二第 一項第五 条及び同 項第十二 条	号項第十二 条第五 条及び同 項第十二 条	号項第十二 条第一項 及び同項 第十二号	号項第十二 条第一項 及び同項 第十二号
二項第 二条の十 三第 十七	第六十二 条第二項第 十号本 及び同項 第二十三号	号項第十二 条第三十三 条の三第二 項第十七号 本及び同項 第二十三号	号項第十二 条第十九 条第十七号 本及び同項 第二十三号	号項第十二 条第十九 条第十七号 本及び同項 第二十三号	号項第十二 条第十九 条第十七号 本及び同項 第二十三号

項 第二 （証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定に に関する経過措置）		項第十二 号		項第二十三 号	
核燃料物質又 は核燃料物質 によつて汚染 された物の第 二種廃棄物埋 	核燃料物質 加工の事業に 関する規則	核燃料物質 の製鍊の事業 に関する規則	核燃料物質 の用に供する規 則	試験研究の用 に供する原子 炉等の設置、運 転等に関する規 則	第一欄
イ 第五号 第十二条 項三十九	第十九条 二項第一 号	第五号 二項第一 号	第五号 二項第一 号	イ 第五号 第二項 二項第一 号	第二欄
二号 第二十二条 項三十九	第二十条 二项第三 号	第二十 二项第 三号	第二十 二项第 二号	第二十 二项第 一號	第三欄
三号 第二十二条 項三十九	第二十四 二项第 四号	第二十 二项第 三号	第二十 二项第 二号	三号 第二 二项第 二号	第四欄

設の事業に関する規則	核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第三十二条の五 第三十五条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条
附 則 (令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号)	核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第三十二条の五 第三十五条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条
附 則 (令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号)抄	核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第三十二条の五 第三十五条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条
附 則 (令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号)抄	核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第三十二条の五 第三十五条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条	第三十二条の二 第三十二条 第三十一条

この条において単に「施設定期検査」という。)

この条において単に「施設定期検査」という。)を受けたことがないものを除く。)であつて、旧法第二十九条第一項の規定による使用前検査(原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号。附則第十三条において「平成二十一年整備等規則」という。)に規定により改正された試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)の規定に係るものに限る。)に合格しているもの(第三項において「新規制基準適合試験研究用等原子炉施設」という。)について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以後十二月を超えない時期(施行日の前日において施設定期検査を受けている場合)については、施行日から十二月を超えない時期)に行うものとする。

2 この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

3 施行日の前日において施設定期検査を受けている試験研究用等原子炉施設(新規制基準適合試験研究用等原子炉施設を除く。)については、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第四条 施行日の前日において旧法第十六条の五、第四十六条の二の三又は第五十一条の十の施設定期検査を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行後最初に行うべき新法第十六条の五第一項、第四十六条の二の二第一項又は第五十二条の十第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第五条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。第八条第四項において「令」という。)第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉(以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。)に係るものに限る。)であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の

当したときにおける報告については、なお従前の例による。

別記様式第1（第40条関係）

附 則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和六年五月三〇日原子力規制委員会規則第三号）
この規則は、公布の日から施行する。

① 飲料販売の業種別に販売額の5ヵ月間についての平均増減			
業種 その他の飲食業	(単位:百円)		
	前年の3ヵ月間(ルート一)(%)	後年の3ヵ月間(ルート二)(%)	前年の3ヵ月間(ルート三)(%)
1999年	-1.5	-1.5	-1.5
2000年	-1.5	-1.5	-1.5
2001年	-1.5	-1.5	-1.5
2002年	-1.5	-1.5	-1.5
2003年	-1.5	-1.5	-1.5
2004年	-1.5	-1.5	-1.5
2005年	-1.5	-1.5	-1.5
2006年	-1.5	-1.5	-1.5
2007年	-1.5	-1.5	-1.5
2008年	-1.5	-1.5	-1.5
2009年	-1.5	-1.5	-1.5
2010年	-1.5	-1.5	-1.5
2011年	-1.5	-1.5	-1.5
2012年	-1.5	-1.5	-1.5
2013年	-1.5	-1.5	-1.5
2014年	-1.5	-1.5	-1.5
2015年	-1.5	-1.5	-1.5
2016年	-1.5	-1.5	-1.5
2017年	-1.5	-1.5	-1.5
2018年	-1.5	-1.5	-1.5
2019年	-1.5	-1.5	-1.5
2020年	-1.5	-1.5	-1.5
2021年	-1.5	-1.5	-1.5
2022年	-1.5	-1.5	-1.5
2023年	-1.5	-1.5	-1.5
2024年	-1.5	-1.5	-1.5
2025年	-1.5	-1.5	-1.5
2026年	-1.5	-1.5	-1.5
2027年	-1.5	-1.5	-1.5
2028年	-1.5	-1.5	-1.5
2029年	-1.5	-1.5	-1.5
2030年	-1.5	-1.5	-1.5
2031年	-1.5	-1.5	-1.5
2032年	-1.5	-1.5	-1.5
2033年	-1.5	-1.5	-1.5
2034年	-1.5	-1.5	-1.5
2035年	-1.5	-1.5	-1.5
2036年	-1.5	-1.5	-1.5
2037年	-1.5	-1.5	-1.5
2038年	-1.5	-1.5	-1.5
2039年	-1.5	-1.5	-1.5
2040年	-1.5	-1.5	-1.5
2041年	-1.5	-1.5	-1.5
2042年	-1.5	-1.5	-1.5
2043年	-1.5	-1.5	-1.5
2044年	-1.5	-1.5	-1.5
2045年	-1.5	-1.5	-1.5
2046年	-1.5	-1.5	-1.5
2047年	-1.5	-1.5	-1.5
2048年	-1.5	-1.5	-1.5
2049年	-1.5	-1.5	-1.5
2050年	-1.5	-1.5	-1.5
2051年	-1.5	-1.5	-1.5
2052年	-1.5	-1.5	-1.5
2053年	-1.5	-1.5	-1.5
2054年	-1.5	-1.5	-1.5
2055年	-1.5	-1.5	-1.5
2056年	-1.5	-1.5	-1.5
2057年	-1.5	-1.5	-1.5
2058年	-1.5	-1.5	-1.5
2059年	-1.5	-1.5	-1.5
2060年	-1.5	-1.5	-1.5
2061年	-1.5	-1.5	-1.5
2062年	-1.5	-1.5	-1.5
2063年	-1.5	-1.5	-1.5
2064年	-1.5	-1.5	-1.5
2065年	-1.5	-1.5	-1.5
2066年	-1.5	-1.5	-1.5
2067年	-1.5	-1.5	-1.5
2068年	-1.5	-1.5	-1.5
2069年	-1.5	-1.5	-1.5
2070年	-1.5	-1.5	-1.5
2071年	-1.5	-1.5	-1.5
2072年	-1.5	-1.5	-1.5
2073年	-1.5	-1.5	-1.5
2074年	-1.5	-1.5	-1.5
2075年	-1.5	-1.5	-1.5
2076年	-1.5	-1.5	-1.5
2077年	-1.5	-1.5	-1.5
2078年	-1.5	-1.5	-1.5
2079年	-1.5	-1.5	-1.5
2080年	-1.5	-1.5	-1.5
2081年	-1.5	-1.5	-1.5
2082年	-1.5	-1.5	-1.5
2083年	-1.5	-1.5	-1.5
2084年	-1.5	-1.5	-1.5
2085年	-1.5	-1.5	-1.5
2086年	-1.5	-1.5	-1.5
2087年	-1.5	-1.5	-1.5
2088年	-1.5	-1.5	-1.5
2089年	-1.5	-1.5	-1.5
2090年	-1.5	-1.5	-1.5
2091年	-1.5	-1.5	-1.5
2092年	-1.5	-1.5	-1.5
2093年	-1.5	-1.5	-1.5
2094年	-1.5	-1.5	-1.5
2095年	-1.5	-1.5	-1.5
2096年	-1.5	-1.5	-1.5
2097年	-1.5	-1.5	-1.5
2098年	-1.5	-1.5	-1.5
2099年	-1.5	-1.5	-1.5
20000年	-1.5	-1.5	-1.5

